事業主の皆さん

働き方・休み方改善コンサルタント

を是非ご利用ください!

佐賀労働局では仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るため働き方・休み方の見直しに取組む企業(規模、業種の制限はありません。)を支援しています。「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業所を<u>訪問</u>して問題解決のための提案をしたり、事業所内での研修会で<u>講師として説明</u>するなどの支援を行います。相談内容に関する秘密は守られますので安心して利用できます。裏面が申込書になっておりますが、まずはお気軽にお電話ください。

企業が抱えるこんな悩み、

働き方・休み方改善コンサルタント にお尋ねください。

- ▶ 働き方改革に取組む必要はあるの?
- > 労働時間をきちんと管理するにはどうしたらいい?
- > 年次有給休暇を年5日取得しない労働者にどう対応すればいい?
- > 残業を減らすにはどうしたらいい?
- > 変形労働時間制ってどういう制度?
- > 労働時間の設定の改善の取組に助成金制度はあるの?



社会保険労務士の資格を持つ労働関係法令・制度に精通する

働き方・休み方改善コンサルタント

電話や訪問により無料でご相談に応じ、

さまざまな労務管理についてアドバイスします。

お申込み、お問合せ先は

☎0952-32-7218

41kokin@mhlw.go.jp

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 5階



厚生労働省 佐賀労働局雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書 令和 年 月

佐賀労働局雇用環境・均等室 御中

事業場名			
事業場所在地			
担当者職氏名			
電話番号()	_	
業種			
労働者数		人	_

日

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みます。

相談事項	*該当項目に ✓を付けて下さい。複数の項目でも結構です。 □労働時間関係 □休日関係 □年休関係 □その他
	*具体的にご記入ください。
相談内容	

お申込みは、下記のあて先に、郵送または電子メールにより、直接お申し込みください(お急ぎの場合やインターネット環境が無い場合は、電話またはFAXによるお申込みも受け付けております。)。

T840-0801

佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 5階 佐賀労働局雇用環境・均等室

電話 0952-32-7218

E-mail 41kokin@mhlw.go.jp

(FAX 0952-32-7224)

<個人情報の取り扱いについて>本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握にのみ使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。